

## 令和元年度事業承継に係る企業等実態調査業務委託に係る公募について

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和元年 5 月 8 日

公益財団法人かがわ産業支援財団 理事長 大津 佳裕

### 1 公募に関する事項

- (1) 委託業務名 令和元年度事業承継に係る企業等実態調査業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和元年 10 月 31 日（木）まで
- (3) 契約限度額 8,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）  
※本業務は、消費税等の税率の引上げ後、委託の全期間について新税率（10%）が適用されます。消費税等の税率が引上げになったときには契約の変更を行うことになり、その際には、旧税率（8%）で算出した消費税等の額を新税率（10%）で算出した額に置き直した見積書を提出していただくことになります。
- (4) 支払方法 精算払いとする
- (5) 業務概要 別添「令和元年度事業承継に係る企業等実態調査業務委託仕様書」のとおり

### 2 応募資格

委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、次の各号の全てに該当する者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとします。

- (1) 香川県内に本社（本店）又は支店、活動拠点等の事業所を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
  - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
- (5) 香川県税を滞納していない者。ただし、香川県会計規則（昭和 39 年香川県会計規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。
- (6) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、過去 5 年以内に本業務と同種の業務を受託した実績を有する者。
- (7) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者。

### 3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 応募方法

- ア 提出書類：「応募意思表明書」（様式1）※添付書類を含む。
- イ 受付期間 令和元年5月8日（水）から令和元年5月17日（金）まで  
（土・日曜日、祝日を除く、受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15）
- ウ 提出方法 持参又は郵送（受付期間内必着）
- エ 提出先 下記13の応募・照会先のとおり

(2) 応募資格要件の確認結果の通知

応募意思表明書を提出した者全員に対し、令和元年5月21日（火）までに確認結果を書面で通知します。応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 質問の受付・回答方法

(1) 質問の受付

この公募について質問がある場合は、質問書（様式2）を、令和元年5月22日（水）までに、下記13の応募・照会先まで持参するか、FAX又は電子メールで提出してください。（電話、来訪等の口頭による質問は受け付けません。）

(2) 質問の回答方法

応募資格要件に適合する者全員へ、令和元年5月24日（金）までにFAX又は電子メールにて回答します。

6 企画提案書等の提出・内容

次のとおり、企画提案書等を提出してください。提案は1応募者あたり1案とします。

- (1) 提出部数 ①企画提案書表紙（様式3） 正本1部  
②企画提案書（任意様式） 正本1部、副本5部  
③見積書（様式4） 正本1部、副本5部

※②企画提案書は、原則A4判両面使用とし、縦おき（左上とじ）とすること。

※審査の公正を期すため②企画提案書、③見積書の副本5部は社名等を記入しないこと。

- (2) 受付期間 令和元年5月24日（金）から令和元年5月31日（金）まで  
（土・日曜日を除く、受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15）

- (3) 提出方法 持参又は郵送（受付期間内必着）

- (4) 提出先 下記13の応募・照会先のとおり

(5) 企画提案書の内容

「令和元年度事業承継に係る企業等実態調査業務委託契約予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の各委員が、具体的なイメージを掴むことができるよう、別紙「令和元年度事業承継に係る企業等実態調査業務委託契約予定者の審査基準」（以下「審査基準」という。）の項目ごとに行える限り具体的に記載してください。

7 失格事由

応募受付時に提出された書類や企画提案書等が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とします。

- (1) 提出書類の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容を記載していないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

## 8 契約予定者の選定

応募者から提出された企画提案書等の内容を選定委員会において審査の上、次のいずれにも該当しない者で、得点（選定委員会の各委員が、審査基準に基づき採点した点数の合計）の最も高い応募者を契約予定者として選定します。なお、次のいずれにも該当しない者で、得点の最も高い応募者が2者以上いる場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定します。

- ① 応募資格要件をすべて満たさない者
- ② 企画提案書の提案内容が仕様書の要件等に反し又は矛盾している場合
- ③ 経費見積金額（消費税及び地方消費税を含む）が1（3）の契約限度額を超えている場合

### (2) プレゼンテーション

(1) の審査に際しては、応募者のプレゼンテーションによる提案内容の説明（プレゼンテーションの日時や場所は、企画提案書等の締め切り後に通知します。）を実施し、終了後に審査委員が質問を行います。提案内容の説明は、本業務を実施する時の責任者が行ってください。

### (3) 審査結果の通知

審査の結果については、応募者全員に文書で通知します。

## 9 審査基準

審査は、審査基準の各項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。（評価項目等については別紙審査基準参照。）なお、選定にあたっての下限は合計点の6割とし、この点数を満たす企画提案がないときは、採用者なしとします。

## 10 委託契約の締結

- (1) 本業務の契約書は（公財）かがわ産業支援財団で準備します。
- (2) 仕様書内容及び契約予定者が提出した企画提案書の提案内容については、契約予定者とかがわ産業支援財団との事前協議により変更することがあるので、見積書の見積金額が契約金額とならない場合があります。
- (3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはなりません。ただし、受託者が、委託しようとする受託者の名称、業務の範囲、理由その他かがわ産業支援財団が必要とする事項を書面をもって申請し、書面による承認を得たときは、この限りではありません。
- (4) 受託者が当該業務を実施するにあたり、個人情報を取り扱う場合には、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）を遵守しなければなりません。

## 11 その他

- (1) 応募に当たって必要な書類は、応募者の負担で作成することとし、提出された書類は返却しません。また、提出された書類の提出締切後の差替え、再提出は認めません。
- (2) 仕様書等は、企画提案以外の目的に使用することは禁じます。
- (3) 応募資格を満たさない者の提出した書類又は虚偽の記載のあった書類は無効とします。

## 12 スケジュール

5月8日(水)	公告開始
5月17日(金)	公告終了、応募意思表明書受付締切
5月21日(火)	応募資格要件の確認結果通知
5月22日(水)	質問の受付締切
5月24日(金)	質問への回答
5月31日(金)	企画提案書等の受付締切
6月初旬	選定委員会開催予定

## 13 応募・照会先

〒761-0301 香川県高松市林町 2217 - 15 香川産業頭脳化センタービル 2 階  
公益財団法人かがわ産業支援財団 企業振興部 企業支援課 担当者：三本、三谷  
TEL：087-840-0391 FAX：087-869-3710  
E-mail：support@kagawa-isf.jp